

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
1	都市マス(全体構想)	P18 (立適P8~9)	人口移動、人口シミュレーションとして両計画に同様の表を掲載しているが、グラフの基準値が0になっておらず変化部分を恣意的に強調する表現を使っている。変化だけが重要なわけではないと思うので、グラフ類は基本的に基準値を0として、特に変化を強調したい場合は省略の記号等を用い注釈をつけるなど、全体的に市民が公平に判断できる資料の作成に努めていただきたい。	これらのグラフは本市の人口の推移等について、各年代ごとの変化等が分かりやすいように、0からの表示ではなくこのような示し方になっております。いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。計画書の作成等においては公平性等に十分留意した表現に努めてまいります。	
2	都市マス(全体構想)	P29 (立適P17)	「コミュニティバス利用状況の推移」として松阪市商工政策課出典の表・グラフが掲載されているが特にグラフが資料として以下の点が不適である。市民が理解できるように修正されたい。 ・縦の値が左右で30倍以上違うものを一つにまとめている。 ・12の路線を色分けして表現しているが、そのうち8の路線はグラフの下位1マスの中に収まっており見分けることも変化を読み取ることも困難である。 ・グラフ上位の表によると「阿坂小野線」は14200~24800の間で上下するグラフになるはずであるがその範囲になく不正確である。	全路線の利用状況が一目で確認できるよう、このような表示とさせていただきます。 「阿坂小野線」については、本路線のグラフ自体が非表示になっておりましたので修正させていただきます。	
3	都市マス(全体構想)	P37~38	(4)災害の項の文章表現について「洪水浸水想定区域(計画規模)は、…予測されており、市街化区域内の河川沿いに一部含まれている。」とあるが、「河川沿いの一部が含まれている。」ではないですか？何故ならば、改行箇所の「洪水浸水想定区域(想定最大)は、市街化区域内の河川沿いの多くが含まれている。」となっています。少なくとも同一の項の文章表現は、統一したほうが望ましいと考えます。※このような箇所が他にもありますので、公表前にチェックを徹底した上で公表するようにして頂ければ幸いです。また「本文P35~38」の図表中、「市街化区域」の範囲が完全に線で囲まれずに表示する線が途切れているので、区域が判別できるよう結合してください。	ご指摘のP37の部分について、右の欄の通り修正させていただきます。(立地適正化計画P48についても同様に修正します。) 市街化区域の線について、鉄道や道路と重なっている部分の表示が消えておりますので、ご指摘のページ以外の部分も含めて修正いたします。 (修正ページ:P30~P32、P35~P43) (意見NO.34と同じ)	修正前:…市街化区域内の河川沿いに一部含まれている。 修正後:…市街化区域内の河川沿いの一部が含まれている。
4	都市マス(全体構想)	P54	1-6都市づくりの課題(2)土地利用 について、「②人口減少の到来に向けた適切…」とあるが、人口減少傾向は今日でも既成の事実であり、「到来に向けた」という表現は、どういう意味ですか？人口減少がこれから来る印象が強いです。	ご指摘の通り、本市における人口減少は既に進行している状況であることから、右の欄の通り修正いたします。	修正前:人口減少社会の到来に向けた適切な市街地の確保等 修正後:人口減少社会に対応した適切な市街地の確保等

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
5	都市マス(全体構想)	P111	<p>題5章 計画の推進 5-3「計画の進行管理と見直し」について、このテーマはきわめて重要と考えますが、誰が、いつどのタイミングで、どのような具体的な手法で進行管理を行い、そのうえでどのような事態になったときに、見直しという手法を取られるのか、具体的に頭出しだけでも記載していただくのと有難いです。</p>	<p>計画の見直しに関して右の欄の通り修正させていただきます。</p> <p>次に進行管理について、本計画の見直しを行う際には、完了しているものや継続中のもの、更新が必要なものなどについて整理を行います。本計画は各事業・施策等における全体的な方向性を示すという性質のものであり、個々の事業のスケジュールや事業の進捗などはそれぞれの個別計画等にて管理されるものとなります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>修正前:「本計画は、2045(令和27)年を目標年次、2035(令和17)年を計画年次とした計画であり、計画期間内においては、社会情勢や市民ニーズの変化、統計情報の更新などに対応していくとともに、総合計画や各種行政計画等の見直しと整合を図る必要がある。」</p> <p>修正後:「本計画は、2045(令和27)年を目標年次、2035(令和17)年を計画年次とした計画であるが、計画期間内において、関連する法制度が改正された場合、社会情勢等に大きな変化がみられた場合、総合計画や各種行政計画等の見直しと整合を図る必要が生じた場合などにおいて、必要に応じて本計画の見直しを行う。」</p>
6	都市マス(地域別構想)	P1	<p>1 地域の設定(1)地域区分 について、図表区分のうち【6】と凡例中、地域名称の欄に「No.6松阪西部地域」とあるが、地理的に「No. 7松阪中部地域」の北側の位置に「松阪西部地域」が存在することになるが、どうなのかな？</p> <p>図表区分【1】の「松阪中心市街地」から見ても、【6】は北側の位置にあります。図表【6】を敢えて「松阪西部地域」とされたのは、何か特殊な理由があるのですか？特殊な理由があるのであれば、これ以上は突っ込みません。</p> <p>そこで無いのであれば、「No. 7松阪中部地域」の北側、また「松阪中心市街地」の北側の位置にある地域の名称を「No. 6松阪北部地域」とすることを提案します。</p>	<p>地域名称につきましては、住民自治協議会のブロックの名称や、地域内にある中学校の名称なども総合的に考慮し設定しております。今回「松阪北部地域」とするご提案をいただきましたが、「No.6松阪西部地域」には西中学校があることや、位置的には松阪駅周辺から見ると、概ね北西方向になりますので、「松阪西部地域」としております。</p>	

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
7	都市マス(地域別構想)	P50	<p>地域別まちづくり構想 ◎嬉野東部地域【地域の課題】②施設等に関する課題 ○道路・交通のうち、「(都)中勢バイパス(国道23号)については、円滑な道路交通の確保に向けた道路機能の維持や強化が求められている。」とあるが、ここは一つ、(都)中勢バイパス(国道23号)については、年々増え続ける交通渋滞の改善・回避に向けた道路機能の維持や防災力の強化促進が求められている。」という現状を見て判断した表現に改めて頂くと幸いです。</p> <p>つまり、国土交通省(中部地方整備局)の現在の施策から見ても、現状では完全4車線化という表現は昨今では馴染まないもので、「…交通渋滞の改善・回避に向けた道路機能の維持や防災力の強化促進が求められている。」という文言がベストであると考えます。</p> <p>交通渋滞を解消に向かわせることは脱炭素社会の実現につながるものであり、又年々増え続ける交通渋滞回避に向けた道路機能の維持や防災力の強化促進においては、同一路線で完全4車線化されていない北側(雲出川以北)に位置する津市との連携も視野に入れ、同一かつ共通の課題を意識したイメージにしてはとれます。ただし、「完全4車線化」という表現はタブーです。</p>	<p>都市計画マスタープラン全体構想(P82)「②幹線・補助幹線道路の整備・充実」において「(都)中勢バイパス(国道23号)、(都)国道23号線(南勢バイパス)、(都)松阪バイパス(国道42号)については、円滑な道路交通を確保するため広域幹線道路機能の維持や強化を促進する。」と記載しております。</p> <p>この「機能の維持や強化」の部分に、災害等に強い道路網の形成や、災害発生時における広域幹線機能の確保を促進していくといった意味も含むものと考えておりますので、ご意見をいただいた部分につきましては現状のままとさせていただきます。</p>	
8	都市マス(地域別構想)	P50	<p>「通学路の安全確保が求められている。」を改め、「交通量の多い通学路や内水浸水が常態化しつつある危険な通学路に対する安全確保が求められている。」という表現にぜひ見直していただきたい。</p> <p>理由として、松阪市立中原小学校の通学路となっているJR名松線跨線橋下付近の市道小野田村線辺りは、大雨洪水警報が一度発令されると、内水浸水を引き起こして、道路冠水が発生します。このことから、地元PTAをはじめ、中原地区健全育成会、中原まちづくり協議会から道路高さや道路排水の抜本的な早期改良に対する要望書を昨年秋に道路管理者等に対し提出した経緯があります。</p>	<p>ご意見をいただいた道路は二級河川三渡川沿いであり、道路面の高さが河川堤防よりも低いことから、豪雨時には冠水しやすい地形条件となっております。このことに関して、三渡川については以下の通り記載しております。</p> <p>都市計画マスタープラン地域別構想(P52)「■河川の整備」にて「二級河川三渡川については、流下能力の維持・向上に向けて、河川整備計画に基づく整備や河川の土砂撤去などの取組を促進する。(意見No.17を踏まえて一部文言修正)」</p> <p>都市計画マスタープラン全体構想(P87)「③ 浸水対策の推進」において「浸水被害の解消に向けて、「流域治水プロジェクト2.0(国土交通省)」等に基づき、流域全体の治水対策を促進するとともに、できる限り浸透しやすい土地利用を図ることとあわせて、浸透施設や貯留施設の設置を促進し、雨水の流出を抑制し周辺への浸水の影響を最小限に抑える。」</p> <p>このような方針に基づき、今後も国や県などの関係機関と連携し浸水対策等に取り組んでまいりますので、本計画の記載としては現状のままさせていただきます。</p>	

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
9	都市マス(地域別構想)	P50	<p>○下水道・河川について、「一級河川中村川等における浸水対策や治水対策が求められている。」とあるが、ここは一つ、「一級河川中村川や二級河川三渡川等における浸水対策や治水対策が求められている。」と是非見直して頂きたい。</p> <p>三重県が事業主体の二級河川三渡川の河川改修事業は遅々として進んでいません。令和7年秋には当該河川の流域全住民を代表して、中原まちづくり協議会より松阪市役所(副申)を経て、事業主体である河川管理者の三重県(松阪建設事務所)へ遅々と進まない事業の促進とは別に、事業区間である二級河川三渡川水系準用河川大門川の合流点から上流部の準用河川唐部川の合流点からさらに100メートルの位置にいたるまでの、河道掘削等、正しく浸水対策・治水対策に係る要望書を提出しています。</p> <p>このことから、「一級河川中村川や二級河川三渡川等における浸水対策や治水対策が求められている。」という表現に是非見直していただきたい。嬉野東部地域内に住む市民は中村川流域だけではありません。</p>	<p>ご意見をいただいた部分につきまして、「一級河川中村川等における…」の「等」の部分に、「施設等に関する方針■河川の整備(P52)」の方で記載している中村川以外の河川(赤川、三渡川等)の事も含んでいるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	
10	都市マス(地域別構想)	P50	<p>②施設等に関する課題 ○公園・緑地について、「周辺環境や地域のニーズに…求められている。」に加えて、「なお、都市公園以外の小遊園地等の維持管理は、地元自治会等に委ねられている。」を、別途追記して頂きたい。</p> <p>つまり、都市マスの場合、都市公園に限定せずに総合的に判断する上で、市全域で判断するのがベストと考えます。</p>	<p>ご意見の通り、地域内の小規模な公園等における清掃や除草等の日常管理については、地域の皆様にご協力をいただいている状況でございます。また市が管理する公園は、原則として都市公園となっており、ご意見をいただいた地域内の小規模な公園もこの都市公園に含まれております。</p> <p>そういったことを踏まえて、都市計画マスタープラン全体構想(P91)「4-5公園・緑地の方針 (1)基本的な方針」において「地域の身近な公園として、地域住民の協力を得ながら管理運営に努める。」と記載しております。</p> <p>本市内には多くの小規模な公園がありますが、これらの施設の適切な維持管理には、地域の皆様のご協力が不可欠でございますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いたします。</p>	
11	都市マス(地域別構想)	P51	<p>◎嬉野東部地域 ①土地利用に関する方針 ○市街地・住宅地の方針 ■空き家・空地対策の促進 について、「空き家・空地の適切な維持管理…その活用・流通を促進する。」を改めて、「空き家・空地の適切な維持管理…その活用・流通を促進するとともに、地区計画制度に対する知識向上を図る啓発活動に努める。」</p> <p>その理由として、人口減少に伴う空き家・空地対策は、能動的かつ戦術的な取組が必須と捉えて頂き、是非とも地区計画制度の文言を挿入すべきと考えます。</p> <p>市長お一人が一部の市民に対し地区計画制度を説くだけで無く、対象と思われる自治会単位で説明会をやりこなす位に動いてください。そうでないと人口減少の波を抑えることはできないと感じています。</p>	<p>都市計画マスタープラン全体構想(P80)「⑦住宅地の整備」において「市街地調整区域の集落では、地域コミュニティ等を維持するため、地域住民の意向を踏まえて、既存集落活性化型地区計画の活用を図る。」と記載しております。</p> <p>地区計画制度につきましては令和5年度から啓発を行っておりますが、本制度は地域全体の合意形成を図る必要があるため、今後も引き続き啓発活動に努めてまいります。</p> <p>頂戴したご意見につきまして、全体構想での記載が市域全体での取り組みの方向性となりますので、本計画への記載については、現状のままとさせていただきます。</p>	

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
12	都市マス(地域別構想)	P52	<p>「②施設に関する方針 ○道路・交通の方針 ■幹線道路の維持・向上」について、「(都)中勢バイパスについては、車線の増加等の整備を促進する。」とあるが、これを改めて、「(都)中勢バイパスについては、道路交通ネットワーク上、主要幹線道路として交通量の増加傾向に対応できる車線増加等の整備を強化促進する。」という表現に見直しいただければ幸いです。</p> <p>また次の「幹線道路の維持・向上を図るため、(都)算所宮古線等の整備を促進する。」とあるが、これを改めて「幹線道路の交通円滑化や利便性向上を図るため、主要地方道松阪久居線にかかるJR名松線第二踏切は、国土交通省が全国85箇所の一つとして「改良すべき踏切」に指定していますが、この踏切の拡幅改良を含む(都)算所宮古線等の整備を促進する。」に見直されては如何ですか。つまり、進行管理を推し進める上で成果の一つにカウントできると判断し、市民にアピールすべきところは、「どしどし」都市マスにてアピールされてはと考えます。</p>	<p>(都)中勢バイパスにつきまして、「車線数の増加等の整備を促進する」という記載は、ご意見のような交通量の増加傾向に対応していくという意図を含んでいるものと考えておりますので、現状のままとさせていただきます。</p> <p>(都)算所宮古線につきましては、ご意見の通り三重県が踏切部の改良の実施に向けて検討を行っています。しかし当都市計画道路は当該踏切部分も含め、伊勢中川駅周辺などの一部区間を除き未整備となっていることから、このような表現としております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	
13	都市マス(地域別構想)	P52	<p>◎嬉野東部地域「②施設等に関する方針 ○道路・交通の方針 ■安全で快適な通行の確保」について、「道路環境の向上を図るため、狭あい道路・・・解消に取り組む。」を改めて、「道路環境の向上を図るため、狭あい道路・・・解消に取り組むとともに、地区計画制度に対する知識向上を図る啓発活動に務める。」</p> <p>その理由として、狭あい道路の解消と空き家・空き家対策は連動した施策と捉え、その上で地区計画制度とも深い関係があると考えます。</p>	<p>都市計画マスタープラン全体構想(P80)「⑦住宅地の整備」において「市街化調整区域の集落では、地域コミュニティ等を維持するため、地域住民の意向を踏まえて、既存集落活性化型地区計画の活用を図る。」と記載しております。</p> <p>頂戴したご意見につきまして、全体構想での記載が市域全体での取り組みの方向性となりますので、本計画への記載については、現状のままさせていただきます。</p>	
14	都市マス(地域別構想)	P52	<p>■通学路の安全確保について、「交通量の多い通学路では、・・・安全対策強化を図る。」とあるが、これを改めて、「交通量の多い通学路や危険箇所が存在する通学路では、歩道の新設や交差点改良、歩行空間の確保などについて、交通事故防止安全対策事業と通学路歩行空間整備事業の両輪での通学路の安全対策強化を図る。」という表現に是非見直しいただきたい。</p>	<p>市域全体での取り組みとして、都市計画マスタープラン全体構想(P83)「④通学路の安全確保」において、「継続的に通学路の安全確保を図るため、「松阪市通学路交通安全プログラム」に基づき、合同点検を継続するとともに、関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた対策に取り組む。」としておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	
15	都市マス(地域別構想)	P52	<p>地域まちづくり構想(通学路の安全確保)・・・歩道の新設や・・・とありますが、新設及び改築と記述を要望します。</p> <p>理由)自治会長をしています。保護者関係者から現在の歩道がありますが狭小であり、歩車道分離柵等が強く求められています。交通量も築造当時から大幅に増加していますが、施設があることから優先順位が下位となっています。</p> <p>記述することから行政当局の変化もあるのではと考えます。</p>	<p>通学路の安全対策に関しては、ご意見をいただいた部分の記載のほかに、都市計画マスタープラン全体構想(P83)「④通学路の安全確保」において、市域全体での取り組みとして「継続的に通学路の安全確保を図るため、「松阪市通学路交通安全プログラム」に基づき、合同点検を継続するとともに、関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた対策に取り組む。」と記載しております。</p> <p>通学路等における交通安全対策については、道路の整備状況や交通量など、現地の状況に応じた有効な方法を検討することとなりますが、ご意見をいただきました歩道の改築整備につきましては、上記にお示した全体構想の記載(地域の実情に応じた対策に取り組む)の部分に含まれるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
16	都市マス(地域別構想)	P52	「②施設等に関する方針 ○公園・緑地の方針 ■公園の適切な管理」について、「都市公園における…公園施設の適切な保全や充実に努める。」とあるが、これを改めて、「都市公園をはじめ、小遊園地を含む公園等における…公園施設の適切な保全や充実に努める。」という表現に是非見直しは如何ですか。	市が管理する公園については、原則として都市公園となっております。そのため地域内の小規模な公園もこの都市公園に含まれておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。(関連意見: No.10)	
17	都市マス(地域別構想)	P52	「○河川・下水道の方針 ■河川の整備」について、「二級河川三渡川については…河川の土砂撤去などの取組を促進する。」とあるが、これを改めて、「二級河川三渡川については、…河川整備の促進は元より、河川の土砂撤去などの取組を促進する。」という表現に是非見直しを頂きたい。 つまりP54の◎嬉野東部地域に係る図中には、「三渡川の整備促進」と明記されており、現在三重県にて事業が継続中であるため、「本文P52」の文言と矛盾しているため図中表記の「三渡川の整備促進」と整合性を図る必要があると考えます。	三渡川については河川整備計画が平成20年に策定されておりますが、近年の気候変動への対応等のため、見直しに向けた検討が三重県で進められております。 このことから、見直し後の新たな計画による今後の整備等を踏まえて、右の欄の通り修正させていただきます。	修正前:二級河川三渡川については、流下能力の維持・向上に向けて、河川の土砂撤去などの取組を促進する。 修正後:二級河川三渡川については、流下能力の維持・向上に向けて、河川整備計画に基づく整備や河川の土砂撤去などの取組を促進する。
18	都市マス(地域別構想)	P52	○河川の整備 「雲出川水系中村川・波瀬川・赤川…」とありますが、駒返川は中村川水系であることから含まれているのですか。駒返川も中村川水系に含まれているため、確認いたします。	市全体での治水対策などに関する取組としては、都市計画マスタープラン全体構想(P87)「③浸水対策の推進」で「浸水被害の解消に向けて、「流域治水プロジェクト2.0(国土交通省)」等に基づき、流域全体の治水対策を促進するとともに、できる限り浸透しやすい土地利用を図ることとあわせて、浸透施設や貯留施設の設置を促進し、雨水の流出を抑制し周辺への浸水の影響を最小限に抑える。」と記載しております。 駒返川など個別に記載をしていない河川については、当流域治水プロジェクトによる取組などにより、国や県などと連携しハード・ソフト一体となった流域全体での治水対策に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。	
19	都市マス(地域別構想)	P53	太陽光発電建設の適正な導入・管理 …地域住民への説明会等を…とあります。 地域住民が説明会を聴いても、専門的な知識を有する者はほとんどなく、一方的な説明に終始し後日問題が発生しています。(排水、計画除外地への通路がなくなる等) このことから、専門的なアドバイス制度の構築が必要と思われます。 非常に困難なことですが配慮を願います。 近傍では、数年後排水対策で地元の泣き寝入り状況となっております。	松阪市においては、市内に太陽光発電施設を設置しようとする事業者に対し、関係法令、条例の規定に基づく手続きや住民からの相談への対応、地域住民とのコミュニケーション等についての助言を行っております。また、地域の実情をふまえ、必要に応じて事業者に対し、助言や説明を求めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。	

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
20	都市マス(地域別構想)	P53	<p>③地域環境等に関する方針 ○自然環境の方針 ■太陽光発電施設の適正な導入・管理について、「太陽光発電施設及び周辺…「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき適正な…(地域住民への説明会等)を事業者に求める。」とあるが、当該ガイドラインによると、出力50KW以上が対象で、50KW未満は対象外であるため、周辺環境への配慮にも市の責務があるという観点から、50KW未満の施設に対しても市の責務を果たすべきと考えますが如何ですか？</p> <p>例えば、50KW未満の低圧施設として2箇所以上複数に分けて、事業者(申請者)を替えながら設置すれば、当該ガイドラインの適用外の扱いで複数の施設設置が可能となると考えます。つまり、50KWの太陽光発電は事業用として有力な選択肢であるが、50KW未満の小規模なものとは法的な管理義務や手続きが大きく変わる点に着目して頂き、市独自で指導要綱等を定め適正に対処しないと無責任な環境破壊に繋がると考えます。したがって、大変失礼ではあるが三重県が定めたガイドラインでは環境の保全を達成できないので、表示されている事項はあくまでも一つの目安と捉えて頂いた上で、「市民にとってどうしたら環境保全に結びつくのかを踏まえた文言」に改めるべきと考えます。</p>	<p>現在、三重県では「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の改定を進め、令和8年4月1日の施行を予定しております。改正案では、現行ガイドラインの適応対象施設に非FIT/非FIPの追加、出力規模(下限)の拡大をおこない10kw以上、50kw未満の施設の追加が盛り込まれました。</p> <p>これにより、出力規模に応じた説明会の開催または事前周知措置が義務化されるほか住民への説明・事前周知の範囲が定められます。松阪市においては、市内に太陽光発電施設を設置しようとする事業者に対し、関係法令、条例の規定に基づく手続きや住民からの相談への対応、地域住民とのコミュニケーション等についての助言を行っております。また、地域の実情をふまえ、必要に応じて事業者に対し、助言や説明を求めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	
21	都市マス(地域別構想)	P53	<p>嬉野東部地域で記述が明確に記述がなく提議します。(見落としがあればすみません)</p> <p>当地は都市計画区域にありますが、状況は中山間地域で嬉野西部に近い状況です。防災面で質問します。西方に4基の防災重点ため池があります。一部は経年劣化により施設が損傷しています。約10年前には決壊寸前までに至りました。このため、防災上における安全対策でため池保全も追加頂くと安心できます。</p> <p>なお、当地は住居が全く被災を受けない(ハザードマップ)状況から、優先度が最下位ランクと思われる。このため地元負担を説明されますが1基1億円という莫大なものです。この状況であれば、離農がますます進行し放棄地となることを懸念します。</p>	<p>防災重点農業用ため池について、松阪市全域に対しては、都市計画マスタープラン全体構想(P98)「⑧基盤施設等の耐震化の推進」にて「ため池堤体の決壊による人家や重要インフラの被害の防止を図るため、県営事業など国庫補助事業制度等を活用し、防災重点農業用ため池の整備を促進する。」と記載をしております。</p> <p>地域別構想への記載がない地域におきましては、この全体構想の記載を市全域での方向性としながら、整備の実施時期や優先度などについては、各事業に係る個別計画などの中で検討されるものとなりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。</p>	
22	都市マス(地域別構想)	P54	<p>地域別まちづくり構想②嬉野東部地域について、図中に(都)算所宮古線という固有名称が記載されていませんので是非記載してください。</p>	<p>ご意見を踏まえて、「(都)算所宮古線」を図中に追記させていただきます。</p>	
23	都市マス(地域別構想)	P56	<p>②嬉野西部地域②地域環境等に関する課題 ○観光・レクリエーション について、○歴史文化、観光・レクリエーションという文言に見直されてはと考えます。</p>	<p>No.24のご意見と連動したご意見と思われるが、No.24については、検討の結果追記等は行わないこととしましたので、その方針に対応する課題の文言としても現状のままとさせていただきます。</p>	

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
24	都市マス(地域別構想)	P58	<p>③地域環境等に関する方針 ○景観形成の方針</p> <p>■自然景観の保全について、「緑豊かな中村川や里山の風景などの自然景観の保全を図る。」となっているのみで、○観光・レクリエーションという具体的テーマが隠されたままです。</p> <p>つまり、P 5 6の③地域環境等に関する課題では○観光・レクリエーションとして、「地域の活性化を図るため、魅力ある観光資源等の活用が求められている。」となっていることから、ここは一つ「歴史文化、観光・レクリエーション」の方針を明示すべきと考えますが如何ですか？</p> <p>そこで、「地域の活性化を図るため、縄文から中世の歴史ロマンの里、ゴルフコースなど、魅力ある観光資源等の活用を促進する。」という嬉野西部地域に相応しい文言を提案いたします。</p> <p>提案理由として、中村川流域では、史跡公園となっている国史跡指定の天白遺跡、釜生田垣内窯跡群から出土した国内最大級の鴟尾(以上、嬉野釜生田町)、日川の里の日川寺境内には、平維盛の子、六代と一族のものと伝えられる墓(嬉野森本町)など縄文から中世にかけての歴史文化と暮らしに触れられる“中村川流域遺跡ロマン”のコースがあり、また、ココパリゾートクラブ三重フェニックスゴルフコース(嬉野滝之川町)や西日本セブンスリーゴルフクラブ(嬉野島田町)があります。加えて、森林環境の中で五感を使い、清らかな空気や木々の香り、音などを感じながら心身のリフレッシュや健康増進を図る活動として“森林浴”の候補地(旧小学校跡地等)もあります。</p>	<p>国指定史跡の天白遺跡や日川の里については、現状は観光施設としての整備計画等はございませんので、本計画への記載は控えさせていただきます。</p> <p>ゴルフコースにつきましても、民間施設等であることを勘案し、本計画への記載は控えさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	
25	都市マス(地域別構想)	P62	<p>「①土地利用に関する方針 ○集落地の方針 ■空き家・空き地対策の促進」</p> <p>わが有間野地区では年を追うごとに空き家が増えてきている。ところが実際に住むことができると考えられる空き家は10軒にも満たない。できるだけ空き家バンクへの登録をお願いしたいと思っております。登録前の段階で挫折している。障壁は大きく2つ考えられる。</p> <p>1)仏壇や家具始末が出来ず登録に躊躇される場合 2)居住者死亡で後継者と連絡が取れない場合</p> <p>どちらにしても自治会だけでは解決の糸口が見出せず、役所の積極的関与を期待する。</p>	<p>空家バンク制度は所有者(もしくは相続人)から相談や申請をいただいてから登録や紹介を行う仕組みとなっています。登録いただいた物件における家財道具の処分については家財処分費の補助(上限10万円)を行っております。</p> <p>また、居住者不在で連絡が取れない空き家については、納税通知書に空き家バンクの活用も含めた啓発のチラシを同封し、啓発を行っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
26	都市マス(地域別構想)	P63	「①土地利用に関する方針 ○農地・森林の方針 ■農地の整備・管理」 獣害被害として継続的にシカやイノシシの被害が発生しているが、昨今ではサル被害が急増している。ライスセンターが管理する畑地では電気柵を張り巡らすも、どこからか侵入されて被害が無くならないのが実情である。獣害対策として防護策の設置を長らく唱えられているが、家庭菜園程度のエリアでは助成を受けられるとしても費用捻出が難しい。できれば生息数の多いシカやサルが寄り付かないような対策を希望する。そのためには里山機能を回復する必要があるが、すぐには解決できないため、まずは除草が最優先と考えるも人手がなくボランティアに頼るには限界がある。人手を確保する妙案を示してほしい。	有害鳥獣による農作物被害を軽減するためには、「捕獲」「防除」「環境管理」の3つの対策が重要と考えます。「捕獲」は、猟友会へ協力をお願いしており、「防除」は、農地への侵入を防止するため、防護柵の設置を推進するとともに支援を行っています。 「環境管理」とは、雑草の刈り払いなどで動物の隠れ場所となるものを無くしたり、農作物残渣の除去や放任果樹の伐採などで動物を誘引するものを放置しない取り組みです。これらは地域全体で取り組むことが重要であります。中山間地においては、高齢化、人口減少が顕著であり、人員確保が課題の一つとなっております。貴重なご意見として今後の取り組みの参考とさせていただきます。自治会への支援等(資機材の支給、購入補助等)もごございますので、詳細は担当課へお問い合わせください。	
27	都市マス(地域別構想)	P64	③地域環境等に関する方針 ○自然環境の方針 ■自然環境の保全・活用 蓮ダムができて榊田川に魚がいなくなったと嘆く長老が多い。ダム建設が原因なのか科学的調査を実施してほしい。防災面を考慮すれば国・県・市はダム建設は必要不可欠という判断をされたのであろうから、せめて環境調査の名目で魚が少なくなった原因を明確にしてほしい。一方で魚影が少ないことで釣り人の存在を気にする事なくカヌー下りを楽しむ人々もいる。飯高町の道の駅から飯南町の道の駅までの区間は安全に川下りを楽しむルートとして知られている。ちょうどこのルートに沿うのが有間野地区だが、川の両岸の荒れ具合が甚だしく、出作業で対応できる状況ではない。できれば整備して桜や紅葉樹を植えて川下りを楽しむ人たちの一助となればと思う。ぜひとも河川整備の一環としてご検討いただきたい。	榊田川について、流域治水プロジェクト【グリーンインフラ】では、行政、関係団体、地域住民などが連携し、自然環境の保全や回遊魚の遡上・生育環境の再生に向けた取組等を進めています。 蓮ダムは国土交通省、榊田川は国土交通省と三重県の管理となっておりますが、今後も国や県と連携し、榊田川における自然環境の保全に努めてまいります。	

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
28	都市マス(地域別構想)	P66 4行目	<p>「その割合は約54%」 何の割合か、またこの割合を出すことで何を伝えたいのかわからない。 2025年の数字が出ているのに、なぜ最新の数字で検証しないのか。 例えば、2020年と2025年を比較すると高齢化率は44.1%から55.8%に増加しており、逆に生産年齢人口の割合は47.1%から38.4%に減少している。などと検証したほうが、急激に高齢化している地域の課題が見えやすくなるのではないかと。</p>	<p>市全体で高齢化が進んでおりますが、地域によってもその割合には差があることから、各地域での令和2年時点の老年人口の割合を示しております。しかしながら意図が分かりにくい表現となっておりますので、右の欄の通り文章を修正させていただきます。また他の地域も同様に修正いたします。</p> <p>次に2025年のデータの件についてですが、平成22年と令和2年は国勢調査の人口であるのに対して、令和7年は住民基本台帳上の人口を掲載しています。国勢調査の現時点の最新が令和2年であることから、参考値として令和7年の住民基本台帳の人口を掲載しておりますが、国勢調査とは集計基準等が異なるため、人口推移の検証としては国勢調査に対して行っております。この件についてはグラフの下に注釈の文言を入れておりますが、棒グラフの令和7年のところへも「※」を入れ「令和7年※」として修正させていただきます。またほかの地域も同様に修正いたします。</p>	<p>修正前: 年齢3区分別人口をみると、特に生産年齢人口の減少が著しく2010(平成22)年から10年間で792人減少し、老年人口は223人減少でその割合は約54%となっている。</p> <p>修正後: 年齢3区分別人口をみると、特に生産年齢人口の減少が著しく2010(平成22)年から10年間で792人減少し、老年人口は223人減少している。その老年人口の割合は約54%で市全体での割合(約30%)より約24%高くなっている。</p>
29	都市マス(地域別構想)	P.67	<p>②施設等に関する課題○公共施設 「コミュニティの拠点となる集会所の適切な維持管理が求められている。」 R8年度に松阪市地域集会所条例に定める飯高町の集会所としては1つだけになるのではないかと。それだけに限定するのではなく、コミュニティの拠点として挙げるならば、コミュニティセンターの入った施設も必要ではないかと。</p>	<p>本市内の集会所については当条例に定める一部のものを除き、原則として地域の自治会などが所有し、管理をいただいております。</p> <p>ご意見をいただいた部分の記載としては、当条例に定める集会所に限定したものではなく、地域で維持管理をされている集会所について記載をしております。</p> <p>また、当課題に対応する方針としては、自治会等における日々の交流や災害時の避難場所としての機能の確保のため、市からの補助制度の活用などにより、集会所の適切な維持管理を支援していくことを記載しております。(P70■集会所の適切な維持管理の部分)ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	
30	立地適正化計画	P29	<p>「地域公共交通の利用実態」として表が掲載されている中に利用目的が記載されているが「通勤・通学」がまったく見られない。生産年齢の市民の感覚としては非常に違和感を感じるが調査の前提条件が何かあるのか。それとも松阪市では通勤・通学の目的で鉄道・バスを含めた地域公共交通を利用する市民はほぼ皆無なのか。</p>	<p>本アンケートは松阪市内在住の65歳以上の高齢者を対象に実施しているものため、このようなアンケート結果となっております。頂戴したご意見を踏まえて、調査対象者を追記させていただきます。</p>	<p>修正前: 「地域公共交通に関するアンケート調査」2021(令和3)年11月より</p> <p>修正後: 「地域公共交通に関する市民(高齢者)アンケート調査」2021(令和3)年11月より ※調査対象者: 松阪市内在住の65歳以上の高齢者</p>

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
31	立地適正化計画	P54	「鉄道駅・バス停及び圏域」として表が掲載されているが、単に鉄道駅・バス停(拠点)の存在と人口分布のみで人口カバー率を算出している。市民感覚とすれば日常的に地域公共交通を利用するとすればせめて1時間に1本程度の頻度は必要と思うが、表に明示されている拠点において例えば1時間に1本程度の頻度が確保されている範囲はどのようなものになるのか、分析は全く行われていないのか。市民ニーズを進んで把握しようとする意志が行政に見られないのではないか。	ご意見をいただいた詳細な分析などにつきましては、各個別の計画等において検討するものとなるため、「松阪市地域公共交通計画」や、松阪市地域公共交通協議会での協議を通して、今後も継続して市民ニーズの把握などに務めてまいります。ご理解のほどよろしくお願いたします。	
32	立地適正化計画	P57～58	解決すべき課題の抽出として現況が述べられており、公共交通については本文で「利便性の向上が求められている」とあるが、表においては利用者数の推移について触れているのみであり、市民ニーズの分析・掘り込みが圧倒的に不足している。関連計画となる「松阪市地域公共交通計画」等も含めて問題意識をきちんと把握しようとしていると感じられる分析結果を載せていただきたい。	立地適正化計画における公共交通の課題については、利用実態や市民意向、利用圏域の分析状況とともに、持続可能な都市の形成を視点に整理したものでございます。更に具体的な取組などについては、各個別の計画等において検討するものとなりますので、ご意見をいただいた内容につきましては、「松阪市地域公共交通計画」や、松阪市地域公共交通協議会での協議を通して、今後も継続して市民ニーズの把握などに務めてまいります。ご理解のほどよろしくお願いたします。	
33	立地適正化計画	P61～P62	解決すべき課題の抽出、P62課題解決に向けた施策・誘導方針において「公共交通ネットワークの強化」が述べられているが、これまで松阪市が行ってきたネットワーク強化の具体例は何かあるのか。何を行うことがネットワークの強化につながるのか、計画の中で定義はできているのか。	過去に示した具体例としては、平成31年策定の松阪市立地適正化計画において、今後取り組む施策としてバスの新ルート案を示し、その後当路線は「鈴の音バス幸中央線」として運行しているといったものがございます。また本立地適正化計画に示しているもの以外の施策としては、地域のニーズ等に応じたコミュニティ交通の再編に取り組んでおり、一例ですが令和7年度には飯高・飯南地域のデマンド交通の再編を行った(令和8年4月運行開始)事例がございます。「公共交通ネットワークの強化」について計画の中で定義ができているかというご意見につきましては、「松阪市地域公共交通計画」等の個別計画においてお示しするものとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。	
34	立地適正化計画	P65	第4章居住誘導区域図中、「市街化区域の範囲が完全に囲まれずに表示する線が途切れているので、区域が判別できるよう結合してください。	市街化区域の線について、鉄道や道路と重なっている部分の表示が消えておりますので、ご指摘のページ以外の部分も含めて修正いたします。 (意見NO.3と同じ) (修正ページ:P12～14、P31～P32、P37～P55、P65、P67、P72、P78、P94～P101)	

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
35	立地適正化計画	P79	<p>第5章都市機能誘導区域・誘導施設について 図右上の枠内表示の「鉄道駅800m圏域」とは、都市機能誘導区域のことですか？また、図右下の枠内表示の凡例として、■誘導施設：・駅西地区複合施設・病院(二次救急医療機関)・中規模店舗・銀行・信金等(本店)・市庁舎etc.とあるが、図面上に何一つ表示されていませんので各誘導施設を表示すべきではありませんか？面的な色の分けは、多分、市街化区域の用途図と思われるが、その色分けの凡例を掲示してください。また、青線(瓢筆の形で囲んだ線)と緑線は、何を目的としたものかも掲示してください。全体的に分りづらいです。 このような図表では、市民に対して、第5章都市機能誘導区域・誘導施設を説明したことにはならないと思いますが如何ですか？</p>	<p>都市機能誘導区域については地図の緑色の線の範囲で示しており、また図上の青線は都市機能誘導区域を設定する上での目安として、駅からの一定距離の範囲を図示しております。 ご意見の都市機能誘導施設の位置についてですが、こちらの図では都市機能誘導区域の設定の根拠や考え方を示しているため、誘導施設の位置については図示しておりません。ご理解のほどよろしくお願いたします。 なお、鉄道駅からの圏域の距離について、図では800mとなっておりますが正しくは1000mですので図を修正いたします。</p>	
36	立地適正化計画	P92	<p>第8章防災指針1防災指針について、液状化現象は、震度約5程度で発生すると言われていますが、液状化対策は、将来の松阪市の姿を描く上で、地震災害リスク(特に地盤の液状化)を考慮した土地利用、インフラ整備および防災まちづくりを具体的に組み込むプロセスと考えるが、“液状化”という文言が見当たりません。 そこで、近い将来襲ってくるであろう南海トラフ巨大地震や近年発生した東日本大震災をはじめ、能登半島地震などの被害を踏まえ、計画に液状化対策を反映させてはと思います。また、地区計画制度など活用として、各地域特有の地盤条件に合わせて、地区レベルで詳細な建築制限や防災施設整備方針(防災・避難施設など)を定めてはと思います。 なお、都市機能誘導区域の液状化被害に対する調査検討の必要性は大丈夫ですか？ 私見ですが、大潮の満潮時の津波や震度6強の揺れに対する被害発生よりも、震度約5以上の液状化被害発生の方が確率的に高いと考えます。 このように、ハード面(地盤改良、耐盤強化)とソフト面(ハザードマップ、土地利用誘導)の両面から、安全なまちづくりを計画の核として位置づけてはと提案いたします。</p>	<p>防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能を確保するための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と合わせて立地適正化計画に定めるものです。 したがって本計画では、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。 ご指摘の地震及びその発生に伴う液状化については、広範囲に発生し、特定のエリアを避けることが難しく、居住誘導区域からの除外や対策を位置付けることには限界があります。 このため、今後起こりうる地震の規模や被害を想定し、その対策を位置付けている松阪市地域防災計画をはじめ、松阪市国土強靱化地域計画等と連携を図りながら、災害に強い都市構造の形成に今後も引き続き取り組むとともに、市民の皆様が適切な対策を講じることが出来るように啓発に努めてまいります。</p>	

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
37	立地適正化計画	P111	<p>第8章防災指針 2 防災上の課題の抽出について、左上の文章中、「災害リスク…下記のような…課題を抽出する。」とあるが、「下記のような」とは、左下の枠で囲まれた内容なのか? 「下記」とは何を指すのか? 「図表で示すような」ではないのか? つまり、「下記」は適切で無いと思われまますので、今一度、整理して頂きたい。</p> <p>また、図面表示のそれぞれの吹き出し枠内に【⑥】【⑦】【③】【⑤】【①】【④】【⑧】【⑨】の丸数字は、何を意味していますか?</p>	<p>本パブリックコメント実施前に各地域にて概要を説明をさせていただいた際の資料では、ご意見をいただいた文言の記載をしておりますが、立地適正化計画の計画書本編ではこのような記載はしていません。</p> <p>また吹き出しの【①】、【②】などについては、本計画(P109、P110)の「調査・分析の結果」の欄と連動しているためこのように記載をしておりますが、全体的に意図が分かりにくい表現となっていることから、下記の通り修正いたします。</p> <p>・P109～P111)図と表の順番(ページ)を入れ替え、表を先とします。</p> <p>・P109)表の上に以下の説明の文言を追記します。 「都市計画区域内の各地区において、分析の視点(「A建物等の浸水、損壊・倒壊の可能性」、「B避難所の活用が困難」、「C緊急輸送が困難(道路寸断)」、「D自宅長期避難が困難」)別に整理する。」</p> <p>・P111)図の上に以下の文言を追記します。 「前述の防災上の課題の箇所について、下図の通り整理を行う。」 ※「【①】～【⑨】」の番号はP109、P110の「調査・分析の結果」に対応している」</p> <p>・P111)図上の文言について、右欄の通り修正します。</p> <p>・P112)図上の文言について、右欄の通り修正します。</p>	<p>P111 カッコ内【①】 修正前: 災害リスクの高い区域において人口密度が高い 修正後: 人口密度が高いエリアにおいて、災害リスクが高い区域がみられる</p> <p>カッコ内【⑧】 修正前: 災害リスクの高い区域において人口密度が高く、洪水による3.0m以上の浸水のおそれ 修正後: 人口密度が高いエリアにおいて災害リスクが高い区域がみられ、洪水による3.0m以上の浸水のおそれ</p> <p>カッコ内【⑨】 修正前: 災害リスクの高い区域において人口密度が高い区域がみられ、洪水による3.0m以上の浸水のおそれ 修正後: 人口密度が高いエリアにおいて災害リスクの高い区域がみられ、洪水による3.0m以上の浸水のおそれ</p> <p>P112 修正前: 【参考】防災上の課題の抽出(詳細) 修正後: 【参考】防災上の課題の箇所について、次の通り詳細に示す。</p>
38	立地適正化計画	P122	<p>4 具体的な施策及びロードマップについて、左側の表中、項目ハード対策 取組として①河川等の整備には、7つに区別した取組が明示されていますが、中原地区全住民が切望している「三渡川の河川改修、河道掘削」が欠落していますので、是非とも“三渡川”にかかるスペースを入れ込んで頂きたいのでよろしくご配慮のほどお願い申し上げます。</p>	<p>近年の気候変動への対応等のため、三渡川では河川整備計画の見直しに向けた検討が三重県の方で進められておりますので、見直し後の新たな計画による今後の整備等を踏まえて、「①河川等の整備」内に「三渡川の河川改修・河道掘削」を追記いたします。</p>	

松阪市都市計画マスタープラン(案)・立地適正化計画(案)に対するご意見と市の見解について

募集期間: 令和7年12月12日から令和8年1月23日まで

計画書を修正する箇所

No.	計画書	掲載ページ	意見	見解について	修正案
39	立地適正化計画	P122	<p>第8章防災指針 ハード対策で貯留機能の充実で農業用ため池の活用が記述されています。 地域別構想には、ため池の保全が一部も記載されていませんがため池の活用のみ記載することは整合が確保されていないと考えます。 地域別の項目でも意見記述しましたが、防災ため池の保全も記述頂ければ幸いです。</p>	<p>農業用ため池の活用につきましては、国、県、市町等の各関係者が協働で治水対策に取り組む「流域治水プロジェクト」において位置付けられております。本市ではこのように農業用ため池を活用している事例はありませんが、今後は周辺への影響やため池施設自体の安全性なども十分に配慮しながら、検討を行ってまいります。 ご意見をいただいた農業用ため池の整備に関しての都市計画マスタープラン地域別構想への記載については、上記No.21のご意見に対する回答の通りとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	
40	立地適正化計画	P127 ~ 128	<p>現行計画の評価検証、計画の主な成果として【3】公共交通ネットワークの充実の項目が立てられているがP61、P62で出てきた「公共交通ネットワークの強化」が全く見られない。項目で触れている鈴の音バスのルート見直しやデマンド交通の導入など、施策を全く行っていないわけではないことは理解するが「公共交通ネットワークの強化」を必要であると考えるならばそういった施策を計画に組み込んでいただきたい。例えばおおきんバスの曜日別ルートに関する需要調査やたけちゃんハートバスの休日運行に対する需要調査、第2次松阪市地域公共交通網形成計画で挙げられつつ計画倒れになった阿坂小野線の伊勢中川駅まで延伸する実証実験や他市の路線になるが津三雲線の伊勢中川駅への引き込みの検討など、考えられることは少なくないと思う。</p>	<p>ご意見を頂戴しました具体的な取組などについては、各個別の計画等において検討することとなりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。 今回貴重なご意見としてお受けし、「松阪市地域公共交通計画」や、松阪市地域公共交通協議会での協議を通して、今後も継続して地域公共交通の充実に努めてまいります。</p>	